

新型コロナウイルス感染症の保険金・給付金請求におけるお取扱いの変更について

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さま、ならびに感染拡大により影響を受けられている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

フコクしんらい生命保険株式会社（社長：櫻井 健司、以下「当社」）では、新型コロナウイルス感染症について、2023年5月8日に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」といいます。）上の位置付けを「2類感染症相当」から、季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」に変更する政府方針が示されたことを受け、以下のとおり、保険金・給付金請求の取扱いを変更することをお知らせいたします。

1. 「みなし入院」による入院給付金等のお取扱いについて

新型コロナウイルス感染症に罹患され、医療機関が満床であるなどの理由により、医師・保健所等の指示にもとづき自宅もしくは臨時施設等にて入院と同等の治療・療養を受けた場合、いわゆる「みなし入院」として、その期間に関する医師または医療機関の証明書類などの提出をもって、入院給付金等の支払対象としてまいりました。

また、2022年9月26日以降につきましては、全国一律で発生届の対象を『重症化リスクの高い方々』に限定するとの政府方針が示されたことを受け、「みなし入院」による入院給付金等の支払対象を、重症化リスクの高い方に限定する取扱いに変更しております。

今般、2023年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けをこれまでの「2類感染症相当」から、季節性インフルエンザなどと同じ「5類感染症」に変更する政府方針が示されたことを受け、「みなし入院」の取扱いを終了し、新型コロナウイルス感染症による支払対象を、以下のとおり変更することといたします。

ケース		陽性判明日（診断日）		
		2022年9月25日以前	2022年9月26日～ 2023年5月7日まで	2023年5月8日以降
ご入院された場合		○ 支払対象	○ 支払対象	○ 支払対象
自宅もしくは 臨時施設等で 療養された場合 「みなし入院」	重症化リスクの 高い方（※）	○ 支払対象	○ 支払対象	× <u>支払対象外</u>
	上記以外の方	○ 支払対象	× <u>支払対象外</u>	× <u>支払対象外</u>

（※）次のいずれかに該当する方になります。

- ①65歳以上の方（陽性判明日（診断日）時点での満年齢となります） ②入院を要する方 ③妊娠されている方
④重症化リスクがあり、かつ新型コロナ治療薬の投与または酸素投与が必要と医師が判断した方

なお、2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症と診断され、「みなし入院」の支払対象となる方につきましては、2023年5月8日以降にご請求される場合でも、支払対象といたします。

2. 保険金のお取扱いについて

新型コロナウイルス感染症により死亡または高度障害状態となった場合において、次の【対象商品】にご加入のお客さまについては、対象保険金等に記載している災害死亡保険金等をお支払いしてまいりましたが、今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類感染症」に変更されることにより、約款に定める「感染症」の要件を満たさなくなることから、2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症により死亡または高度障害状態となった場合は、次の【対象商品】の災害死亡保険金等については支払対象外となります（死亡保険金・死亡給付金は支払対象）。

【対象商品】

主契約・特約の名称	対象保険金等
5年ごと利差配当付こども保険	災害死亡保険金
低解約返戻金型終身保険（無選択型）	災害死亡保険金
3年ごと利差配当付災害死亡給付金付個人年金保険	災害死亡給付金
災害割増特約	災害死亡保険金・災害高度障害保険金
傷害特約	災害死亡保険金

なお、2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症により死亡または高度障害状態となった場合で、災害死亡保険金等の支払対象となる方につきましては、2023年5月8日以降にご請求される場合でも、支払対象といたします。

3. 特別条件適用契約のお取扱いについて

特別条件のうち、保険金削減支払法、給付金削減支払法、特定部位不担保法が適用される契約について、新型コロナウイルス感染症により支払事由に該当した場合には、特別条件を適用せずに保険金・給付金をお支払いしてまいりましたが、今般、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類感染症」に変更されることにより、約款に定める「感染症」の要件を満たさなくなることから、2023年5月8日以降に新型コロナウイルス感染症により支払事由に該当した場合は、適用されている特別条件の内容にもとづいて、保険金・給付金を削減し、または給付金をお支払いいたしません。

【対象契約】

特別条件付保険特約または特別条件付保険特約（2013）が付加された契約

なお、2023年5月7日までに新型コロナウイルス感染症により支払事由に該当した場合は、2023年5月8日以降にご請求される場合でも特別条件を適用せずに保険金・給付金をお支払いいたします。

今般のお取扱いの変更については、2023年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けの変更が予定どおりに実施されることを前提としたものであり、政府がこの方針を見直し、本ニュースリリースの内容に変更が生じた場合には、改めてお知らせいたします。

本件に関し、ご不明な点などございましたら、以下の【お問い合わせ先】までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

フコクしんらい生命 お客様サービス室

電話番号：0120-700-651（通話料無料）

受付時間：9：00～18：00

（土、日、祝日、年末年始など当社休業日を除きます）

以上